

平成28年11月30日裁決

主文

後記「理由」欄第2の2記載の原処分を取り消し、再審査請求人は、平成○年○月から平成○年○月までの期間、国民年金の保険料の全額を納付することを要しないものとする。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めることである。

第2 本件再審査請求に至る経過

本件記録によると、本件再審査請求に至る経緯として、次の各事実が認められる。

1 請求人は、平成○年○月○日(受付)、保険料免除に係る厚生労働大臣の権限に係る事務の受任者である日本年金機構(以下「機構」という。)に対し、平成○年○月から平成○年○月までの期間(以下「本件申請期間」という。)について請求人が国民年金の保険料(以下「保険料」という。)の全額の納付を要しないものとする(以下、これを「全額免除」という。)旨の処分を申請した。なお、請求人は、その際、全額免除が認められない場合は、保険料の4分の3を納付することを要しないものとする(以下、これを「4分の3免除」という。)旨の、4分の3免除が認められない場合は、保険料の半額を納付することを要しないものとする(以下、これを「半額免除」という。)旨の、半額免除が認められない場合は、保険料の4分の1を納付することを要しないものとする(以下、これを「4分の1免除」という。)旨の、それぞれの処分を予備的に申請した(以下、これらの申請を併せて「本件免除申請」という。)

2 機構は、平成○年○月○日付で、請求人の本件免除申請は、法令の定める保険

料の半額免除の基準に該当するとして、保険料の半額免除を承認することとし、もって保険料の全額免除及び4分の3免除を承認しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 請求人の主張の要旨

1 請求人は原処分の通知を受け取っていないから、原処分は、未だ効力が発生しておらず、無効である。

2 原処分は、請求人の母であるA(以下「A」という。)を世帯主と認定し、同人の所得金額を基準に免除の要件を判断したものである。しかし、請求人は、平成○年7月6日以降現在まで刑事施設に収容されており、Aとは同居していないから、Aは世帯主ではない。そして、請求人の前年(平成○年)の所得金額は0円であるから、請求人は全額免除の基準を満たしている。

3 仮に、Aが世帯主であるとしても、Aは国民年金の被保険者ではないから、保険料の連帯納付義務を負わないし、また、Aは地方税法第23条第1項第11号ロに定める寡婦(夫と死別し、再婚しておらず年間所得500万円以下)であって、国民年金法(以下「国年法」という。)第90条第1項第4号に該当するから、いずれにしてもAの所得金額を基準に免除の要件を判断することは許されない。そして、請求人の前年(平成○年)の所得金額は0円であるから、請求人は全額免除の基準を満たしている。

第4 当審査会の判断

1 前記第3の1の請求人の主張について本件記録によると、機構が平成○年○月○日付で原処分をしたことが認められるが、原処分の通知書が作成され、これが請求人に送付されたことを認めるに足りる具体的な資料はない。もっとも、機構は、平成○年○月○日付で請求人に対する「平成○年度国民年金保険料納付案内書」(以下「本件案内書」とい

う。)を作成し、そのころ請求人あてにこれを発送し、これが同月〇日に請求人に到着したこと、本件案内書には、請求人が支払うべき平成〇年度の保険料の額につき、平成〇年〇月から〇月までは各月〇円、同年〇月から平成〇年〇月までは各月7800円であると記載されているほか、半額免除承認者の保険料が月額7800円であることが記載されているから、本件案内書によっても、請求人の本件申請期間について半額免除処分がされたことを読み取ることが可能である。現に請求人は、本件案内書の送付を受け、上記の記載内容から原処分の内容を知り、これを不服として本件の審査請求をしている。

以上によれば、原処分の通知書が請求人に送付されたと認められないとしても、本件案内書の送付をもって、原処分についての通知がされたというべきである。したがって、原処分は外部的にも成立し、効力を生じているというべきであり、請求人の当該主張は理由がない。

2 前記第3の2の請求人の主張について

(1) 国民年金の被保険者は、第2号被保険者又は第3号被保険者としての被保険者期間を除いては、保険料を納付しなければならず、世帯主又はその配偶者の一方は、それぞれ、その世帯に属する被保険者の保険料又は被保険者たる他方の保険料を、被保険者と連帯して納付する義務を負うものとされている(国年法第88条及び第94条の6)。

そして、厚生労働大臣は、被保険者、世帯主及び配偶者について、保険料を納付することを要しないものとすべき月の属する年の前年(1月から6月までの月分の保険料については前々年)の所得が政令の規定する免除基準に該当する被保険者については、その申請により保険料の全額免除等を行うことができるが、その基準となる所得の額(以下「基準額」という。)は、扶養親族等(所得税法上の控除対象配偶者及

び扶養親族をいう。以下同じ。)の有无及び数をも考慮して、免除割合の最も少ない4分の1免除の基準額が最も高額で、免除割合が多くなるにつれて基準額は低額になるように定められており、被保険者、世帯主及び配偶者のいずれについても、その所得が基準額以下であることが必要とされている(国年法第90条第1項、第4項、第90条の2第1項ないし第3項、第5項、国年法施行令(以下「国年令」という。))第6条の7、第6条の8の2、第6条の9、第6条の9の2、第6条の10ないし第6条の12、国年法施行規則第77条の2)。

したがって、本件の問題点は、これらの法令の規定する免除基準に照らし、原処分が妥当と認められるかどうかということである。

(2) 本件記録によれば、以下の事実が認められる。

(略)

(3) 以上の認定事実によれば、住民票上は、請求人とAは本件住所において同居し、Aが世帯主であるとされているものの、遅くとも、請求人は、平成〇年〇月以降は刑事施設に収容され、本件住所に居住しておらず、この間のAとの交流も刑務所において3回の面会があっただけであり、請求人とAが生計を一にしていることをうかがう資料もないのであるから、本件免除申請当時においては、Aと請求人が同一世帯であるとはいえず、Aを世帯主と認めることはできない。

保険者は、免除の可否の基準となる世帯の単複あるいは世帯主に当たるかどうかは、もっぱら住民票の記載によって決すべきであると主張する。しかし、同一家屋に住んでいる近親の間では、生計を一にしているかどうかに関わりなく同一世帯に属するものとして住民基本台帳法上の届出がなされるのはままあることであり、このような届出の結果を、生計の単位がどのよう

になっているかという実質を顧慮することなく、一律に保険料免除の基準として用いることが不合理であることは論をまたないところであって、保険者の上記主張を採用することはできない。

そうだとすると、本件免除申請については、Aの所得金額は基準とならず、請求人の所得金額のみをもって免除の基準に該当するか否かを判断すべきところ、保険料の全額免除に関する所得額として、国年法第90条第4項並びに国年令第6条の10及び第6条の11の各規定により算定される所得額は、平成〇年の請求人につき〇円であり、これは国年令第6条の7の定める全額免除の基準額（57万円）以下である。したがって、本件免除申請については、全額免除が承認されるべきである。

- 3 以上によれば、前記第3の3の請求人の主張について判断するまでもなく、原処分は相当ではないので、これを取り消し、本件申請期間について保険料の全額の納付を要しないものとし、主文のとおり裁決する。